

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380141

研究課題名(和文) ヨーロッパ私法の新展開と日本民法の課題

研究課題名(英文) New Development of European Private Law and Problems of Japanese Civil Code

研究代表者

川角 由和 (Kawasumi, yoshikazu)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：80204725

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：ヨーロッパ私法の展開について、従来の関連研究の成果を踏まえてさらに研究を進行させた。ヨーロッパ私法、民法(債権法)の改正に関する提案などの基礎的な資料を検討し、翻訳も行った。それは、日本民法の改正のモデル準則として利用できるものである。それと同時に、外国人研究者との積極的な交流を行った。外国で開催された学会や研究会にも参加した。多面的に国際交流を深め、ヨーロッパ私法に関する情報(アジアへの影響も含めて)を収集した。日本法の情報も発信した。その成果として、『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』を刊行した。

研究成果の概要(英文)：For the Development of European Private Law, we proceeded to work in the light of the results of relevant previous studies. Among other things, make the active exchange with foreign researchers, at the same time, we examined and translated the material basic law model of European private law, which will be model for the proposal to the revision of the (law of obligations) of the Civil Code of Japan. We also participated in the study group and the International Conference of Comparative Law. To deepen the international exchange multifaceted, we collected information about the European private law. At that time, we have provided foreign researchers the information of Japanese law in a foreign language. We have published the book “ Perspectives of European Private Law and Modernization of Japanese Civil Code “

研究分野：民法

キーワード：ヨーロッパ私法 契約法 不法行為法 不当利得法 売買法 比較法

1. 研究開始当初の背景

本研究が対象とする課題については、ヨーロッパで、各国私法の統一といった観点から比較法的な作業として積極的に取り組む研究が多数みられた。なかでもハイン・ケッツ『ヨーロッパ契約法 I』は卓越した先駆的著作であり、私たちの一連の研究の出発点でもある。同書はわれわれのメンバーによって邦訳され、大きな反響を得たものである。また、契約法の比較法的検討は、以前から私法統一国際協会 (UNIDROIT) や国連国際商取引委員会 (UNCTRAL) をはじめとする国連組織で行われてきた。契約法は世界的レベル、国境を越えた取引にとってきわめて重要な基盤を提供している。この動きは、国際物品売買契約条約 (ウィーン国際動産売買条約、CISG) また2004年にはユニドロア国際商事契約原則

(PICC) として結実した。同時に、ヨーロッパでは各国学者の連携による学術プロジェクトが盛んであり、これらの分析を参考に、民法改正を目指す日本における契約法の方角性を考えることが必要とされた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第1に、欧州連合 (以下、EU) 域内市場の拡大・展開において、経済的障壁の法的レベルでの解消を意図し、EUレベルで進行する私法統一化の動きを全体として跡付け、その方向性および特質を解明する。第2は、こうした動きを基礎づける近代ヨーロッパ私法の原理、並びにヨーロッパ私法の平準化動向、さらには統一化 (法典化) の動向を分析することによって、近代ヨーロッパ私法の共通原理とその射程を明らかにし、日本民法への影響を考察する。

今回の研究期間では、とくにヨーロッパ民法典・契約法典形成の可能性を探りつつ、併せて債権法分野全体にわたる民法典全体

の構造的・体系的分析を行い、現代化問題を内包する日本法にとってそれらを受容することが必要なのか、また可能かどうかを検討する。

3. 研究の方法

第1にEU法レベルでの法統一に向けた動きについて重要な指令等を取り上げる。必要に応じて翻訳作業を行う。「ヨーロッパ私法共通準拠草案 (DCFR)」やヨーロッパ契約法の展開についての分析作業を進める。第2に、EU法レベルでの平準化の動きに対応した各国私法の現代化現象および改正動向を取り上げる。その際、ドイツ法圏、イギリス法圏、フランス法圏といった従来の法圏論的な分析枠組を利用する。第3に、第1の課題と対応しつつ、ヨーロッパの主な国々を対象とし、各国固有の法システム (裁判制度・実務慣行) のあり方を踏まえて、各国債権法 (とくに契約法) における制度的共通性を明らかにする。その際、可能なかぎり立法・判例の動向を含めて考察を試みる。第4に、資料的な価値をもつ各国債権法 (とくに契約法) の条文や重要文献の翻訳作業をも行う。主に英語・ドイツ語・フランス語文献に依拠しながら作業を進め、翻訳等は積極的に公表する。

4. 研究成果

当初の計画におおむね従い、それを継続し、ヨーロッパ私法分野における基礎研究として文献資料の収集、その翻訳作業、さらには海外での国際的な学会や研究会への参加、あるいは各国有力研究者へのインタビューを通して情報収集およびその分析を精力的に行った。とりわけ国際的な学術交流会としての意味をもつオープンな研究会を定期的で開催した。本プロジェクトのメンバーが関与して、これらの一連の作業を行っている。その成果の一部は、川角由和

＝中田邦博他『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』（2016年、日本評論社）に収録されている。とりわけ、こうした一連の動向については、中田邦博「ヨーロッパ（EU）私法の平準化」『法典とは何か』（2014年、慶応義塾大学出版会）において総括的に検討した。

こうした検討を通じて、本研究作業が反映されるべき日本民法の現代化の作業において、そこに残された課題を考えると、今後も継続してヨーロッパ私法の動向に着目して研究作業を進めることが日本法の展開・現代化を考える上で重要であるとさらに強く認識した。その際、ヨーロッパ契約法の展開とその重要性についての認識を得た。

本研究期間において、定期的に研究会を開催し、また外国の研究者とのセミナーを行い、多様なかたちでの情報交換が可能となり、ネットワークを形成することができたことも重要な成果の一つである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 12 件）

- 1・川角由和「不当利得法における所有権保護の限界－ヴィントシャイトとイェーリングの対立」、査読なし、龍谷法学49巻2号、2016、219－253頁
- 2・判例批評「交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求権に関して発生する遅延損害金について、被害者が元本組入れによる法定重利を主張したことにつき、民法405条の類推適用の前提を欠くか、権利の濫用に当たるとされた事例」判例時報2014号（2017年2月1日）159頁以下（判例評論13頁以下）
- 3・中田邦博「日本における意思表示法の現代化――錯誤規定の改正案と消費者契約法・特定商取引法の改正、電子契約法」民

事法学77巻（2016年、韓国民事法学会）263－280頁、査読なし

- 4・若林三奈「不法行為による損害賠償債務が遅滞に陥る時期・試論－損害論からの再検討」立命館法学363=364号（2016年3月）1022－1043頁、査読なし
- 5・若林三奈「判批・中国籍技能実習生の死亡による損害」判例批評685号、159－164頁（2016）、査読なし
- 6・若林三奈「オーストリア損害賠償法改革にみるヨーロッパ不法行為法の動向（1）－2011年司法省改正試案（いわゆる折衷草案）の検討を通して－」龍谷法学48巻1号（2015年）317-352頁、査読なし
- 7・若林三奈「オーストリア損害賠償法改革にみるヨーロッパ不法行為法の動向（2完）」龍谷法学48巻3号（2015年）57-98頁、査読なし
- 8・中田邦博「敷地利用権付建物の売買と瑕疵担保」『民法判例百選Ⅱ』（有斐閣、2015年、110 - 111頁）、査読なし
- 9・中田邦博「契約締結過程における信義則上の説明義務違反に基づく損害賠償責任の法的性質」（有斐閣、法学教室編集室編判例セレクト2009 - 2013、99頁）、2015年、査読なし
- 10・中田邦博＝寺川永＝右近潤一＝カライスコス アントニオス「ドイツ債務法現代化の経験（1）（2）」関西大学法学論集64巻5号381頁－451頁、6号258頁-317頁（2015）査読なし
- 11・若林三奈「オーストリア損害賠償法改革の現状－2011年折衷草案の概要－」龍谷大学社会文化研究年報44号（2015）191－203頁、査読なし
- 12・若林三奈「労災保険法に基づく休業給付・障害給付の損益相殺的な調整において、遅延損害金の発生・充当を否定した事例」（有斐閣 法学教室編集室編判例セレクト2009－2013、2015年、100頁）、査読なし

〔学会発表〕（計4件）

1・中田邦博「日本における意思表示法の現代化」第6回東アジア民法学術大会「現代民法総則の新しい課題」国際シンポジウム〔招待講演〕(2016年10月15日～16日, 中国福建省福州市、中国人民大学の民商事法律科学研究センターおよび福建師範大学法学院)。

2・中田邦博「 Gleichbehandlung und Privatautonomie —Die Grundsätze der Vertragsfreiheit und der Gleichbehandlung in Japan,14.09.2016, オーストリア、Universität Wien, Juridicum - Wien 1, Schottenbastei 10-16」(招待講演)

3・中田邦博「The Current Development of the Japanese Consumer Contract Law」(マレーシア 国立マレーシア大学 法学部 (AUDITORIUM FACULTY OF LAW UKM) (招待講演) 16.0.2.2016,)

4・中田邦博「Die Modernisierung des japanischen Vertragsrechts unter der Einfluss des deutschen und europäischen Rechts: Der Reformversuch des Minpô」; Der allgemeine Teil des Privatrechts: Juristische Systematik, Methodik und Didaktik. Zu juristischen Begriffen und der Begrifflichkeit des Rechts . Eine rechtshistorische Tagung am Schloss Görvältn 30. bis 31. Mai 2014, スウェーデン、ストックホルム

〔図書〕（計 2 件）

1・川角由和＝中田邦博＝潮見佳男＝松岡久和『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(2016年、日本評論社) 全560頁、査読なし

2・中田邦博 (共著)『法典とは何か』、査読なし、293頁、(2014年、慶応義塾大学出版会)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計0件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

川角 由和 (KAWASUMI YOSHIKAZU)

龍谷大学・法務研究科・教授
研究者番号：80204725

(2)研究分担者

中田 邦博 (NAKATA KUNIHIRO)

龍谷大学・法務研究科・教授
研究者番号：00222414

若林 三奈 (WAKABAYASHI MINA)

龍谷大学・法務研究科・准教授
研究者番号：00309048

(3)連携研究者

カライスコス アントニオス
(Kraiskos Antonios)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：60453982

高嶋 英弘 (TAKASHIMA

HIDEHIEO)

京都産業大学・法務研究科・教授

研究者番号：70216646

馬場 圭太 (BABA KEITA)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：20287931